

独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況についての報告書（要旨）

平成27年12月
会計検査院

1 検査の背景

(1) 独立行政法人及び国立大学法人等における自己収入の概要

独立行政法人及び国立大学法人等は、業務運営の財源として、各法人の自己収入のほか、運営費交付金、補助金、借入金等を充てている。

自己収入には、授業料収入、病院収入等の各種事業収入や国、民間企業等からの研究の受託等による受託収入、寄附金の受入れによる収入等の外部資金等があり、25年度においては、独立行政法人全98法人及び国立大学法人等全90法人において自己収入が計上されている。

(2) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

独立行政法人及び国立大学法人等は、公共的な性格を有し、各法人の目的に応じた業務運営を行っており、自己収入はその目的を達成するために重要な財源となっている。そして、多くの法人は、自己収入のほか、運営費交付金等を充てて業務運営を行っているが、近年の我が国の厳しい財政状況の中、各法人に交付される運営費交付金の額は全体として減少してきており、自己収入を確保することはますます重要となっている。また、独立行政法人及び国立大学法人等は、閣議決定等において、自主性・自律性をより発揮した業務運営を行うことにより、行政サービスや教育研究の質の向上等を実現することが求められており、各法人の業務運営の財源の多様化等に資するために、外部資金を獲得するなどの自己収入の拡大に向けた取組は重要なものと位置付けられている。

これらの状況を踏まえて、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、独立行政法人及び国立大学法人等において、同種の事務・事業を行う法人に特有の自己収入及び各法人に共通性のある自己収入について、各法人の状況はどのようになっているか、自己収入の確保等に向けてどのような取組が行われているか、独立行政法人と国立大学法人等との間で相互に参考となる取組はないかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、独立行政法人全98法人及び国立大学法人等全90法人を対象とし、21年度から25年度までの財務諸表等のほか、自己収入の確保等に向けた取組の状況等の調書等の提出を求め、これらを在庁して分析するとともに、独立行政法人28法人及び国立大学法人等22法人に対して会計実地検査を行った。

2 検査の状況

(1) 独立行政法人及び国立大学法人等の収入の状況

21年度から25年度までの独立行政法人全体の自己収入の合計は188兆9884億余円、国立大学法人等全体の自己収入の合計は7兆9408億余円である。25年度における自己収入は独立行政法人全体で合計37兆2419億余円、国立大学法人等全体で合計1兆6988億余円、収入額の合計に占める自己収入の割合は、それぞれ63.7%及び49.4%となっている。

独立行政法人について、国立大学法人等との間で共通性が見られる事務・事業を実施している法人を、①特定の職業人等の教育・養成等を行う「文教研修型」、②科学技術に関する試験、研究、開発等を自ら行う「研究開発型」、③医療診療を行う「医療診療型」に分類し、上記の業務類型に該当しない法人を「その他型」とした（《参考》表1参照）。一方、国立大学法人等について、④附属病院を設置していない「国大教育研究型」、⑤附属病院を設置している「国大病院設置型」に分類した（《参考》表2参照）。

①から③までの業務類型に該当する独立行政法人並びに④及び⑤の業務類型に該当する国立大学法人等における自己収入の内容等についてみると、業務類型ごとに特有の自己収入である授業料等収入、受託研究等収入、病院収入が、法人の自己収入のうち相当程度の規模を占めている（《参考》表3-1、表3-2参照）。このほか、業務類型にかかわらず各法人に共通性のある自己収入として、施設の貸付け等に係る収入、特許権等に係る収入、寄附金収入等がある。

(2) 法人の業務類型ごとに特有の自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

(ア) 授業料等収入

25年度における授業料等収入は、文教研修型の独立行政法人9法人で計215億余円、国立大学法人全86法人で計3345億余円となっている。これらの法人においては、現状においては定員を充足している法人が多数を占めるものの、今後、入学者数が減少して授業料収入が減少することも想定される。そこで、学生数の確保等に資する取組状況をみたところ、ほとんどの法人において当該取組が行われており、各法人の実情を踏まえた独自の取組を実施している法人も見受けられる。

授業料等収入に対する25年度の債権額の割合は、最大でも国立大学法人の1.09%となっているが、国立高等専門学校機構及び国立大学法人全86法人において年度中

に放棄された債権を含めた授業料に係る債権の状況は、21年度から25年度までの平均で計7億余円となっている。そして、授業料の未納防止対策や授業料に係る債権の督促等について、国立高等専門学校機構及び国立大学法人における実施状況をみると、授業料の納付義務等に関する説明や督促等を行う対象者ごとの実施率が異なる傾向が見受けられる。

(イ) 受託研究等収入

文教研修型、研究開発型及び医療診療型のいずれかの業務類型に該当する独立行政法人42法人及び国立大学法人等全90法人における25年度の受託研究等に係る契約金額は、それぞれ計2328億余円及び計1938億余円となっている。そして、受託研究等を増加させるための中期計画等における目標値の設定等の取組は、独立行政法人に比べ国立大学法人等においてより多く実施されている。

また、民間企業の委託を受けて締結する受託研究契約及び受託事業契約においては、委託者への請求金額において常勤職員の人件費を算定していなかったり、受託研究契約に係る標準的な間接経費率の見直しを行っていなかったり、契約履行のための支出額が契約金額を上回る場合に法人自らがその費用を負担したりしている法人が見受けられる。

共同研究の結果取得された共有に係る特許権等から生ずる特許権等収入の分配割合については、共有に係る特許権等の権利の帰属割合によるとしている法人が多く見受けられるが、権利の帰属割合を下回る分配割合としている法人も見受けられる。

(ウ) 病院収入

医療診療型の独立行政法人9法人及び国大病院設置型の国立大学法人42法人における病院収益は、独立行政法人で計1兆2464億余円、国立大学法人で計9516億余円となっている。これらの法人においては、病床利用率等の指標について目標値を設定していない病院も一部見受けられる。また、各法人において、委員会等を設置して病院収入の確保等につながる取組を検討するなどしている。

患者に対する未収診療費債権の残高は、25年度末において、独立行政法人が計102億余円、国立大学法人が計90億余円となっており、債権の発生から1年以上が経過しているものが50%以上を占める法人も見受けられる。また、債権管理マニュアル等に規定している未収診療費債権の回収方法に法人間でばらつきが見受けられたり、時効の中断を図るための債権の保全措置を実施していない病院が見受けられたりな

どしている。

そして、保留レセプト及び返戻レセプトに係る未処理額については、各病院の機能・役割や診療内容の相違による影響に留意する必要があるが、21年度から25年度までの年度末残高は、独立行政法人は60億円前後、国立大学法人は190億円前後で推移しており、25年度末におけるレセプト未処理額のうち23年度以前に発生したレセプトの割合は、それぞれ0.2%及び0.8%となっている。さらに、レセプトの処理に関しては、事務処理の遅延に起因して未処理の状態が長期化しているものも見受けられる。また、レセプトの査定率については、審査基準の厳しい高難度で複雑な医療の実施が上昇の一因となることがあるが、25年度の査定率は独立行政法人は0.36%、国立大学法人は0.59%であり、全体として年々上昇傾向にある。

(3) 各法人に共通性のある自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

(ア) 施設の貸付け等に係る収入

独立行政法人51法人及び国立大学法人等89法人は食堂又は売店を設置しており、25年度の貸付料等収入は、独立行政法人で計7億余円、国立大学法人等で計4億余円となっているが、有償で参入する業者がないことや、利用者に対する安価なサービスの提供を条件としていることなどの理由から無償で敷地貸付け等をする契約も見受けられる。

また、独立行政法人72法人及び国立大学法人等全90法人は自動販売機を設置しており、25年度の貸付料等収入はいずれも計1億余円、手数料収入はいずれも計5億余円となっているが、競争性のない契約方式を採用し、貸付料等を無償とし、かつ手数料を得ていない契約も多く見受けられる。

独立行政法人59法人及び国立大学法人等88法人は駐車場を設置しており、25年度においてそれぞれ計26億余円及び計27億余円の収入額を得ており、このうち医療診療型の独立行政法人の駐車場及び国大病院設置型の国立大学法人における病院駐車場については有料としている割合が高くなっている。なお、京都大学の職員等駐車場の駐車整理業務において、駐車整理業務により生ずる利益を享受していないなどの事態が見受けられたことから、会計検査院は、27年12月に、会計検査院法第34条の規定により、「職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の見直し等について」として、京都大学学長に対して是正改善の処置を求めた。

独立行政法人45法人及び国立大学法人等89法人は職員宿舎を保有しており、25年

度の宿舍使用料収入は、それぞれ計40億余円及び計31億余円となっている。統一的な宿舍使用料見直しの取組が行われていない国立大学法人等では、従前の宿舍使用料のままとなっているなどの法人が見受けられる。

(イ) 公開施設に係る入場料収入

独立行政法人16法人及び国立大学法人等41法人では、法人の業務内容等の広報等のために公開施設を設置している。このうち独立行政法人7法人で計20施設（全施設の39.2%）、国立大学法人等11法人で計16施設（同21.9%）を有料施設として運営しており、それぞれ25年度の入場料収入は、計21億余円及び計2億余円となっている。そして、その設置の趣旨等から入場料を徴収しない施設も比較的多く見受けられるが、有料施設では、経費の一部に充当するために入場料を徴収する取組が見受けられる。

(ウ) 受託研究等により取得した研究用機器の貸付け等に係る収入

独立行政法人38法人及び国立大学法人等79法人が受託研究等により取得した研究用機器のうち、取得価額500万円以上の研究用機器に係る25年度中における民間企業に対する貸付額については、独立行政法人3法人で計1278万余円、国立大学法人1法人で計13万余円となっている。そして、一部の法人において、有償で譲渡を行っている事例も見受けられる。

(エ) 特許権に係る収入

独立行政法人55法人及び国立大学法人等83法人は、21年度から25年度までの間に特許権を保有するなどしており、25年度における特許権収入は、それぞれ計17億余円及び計18億余円、特許料等の費用はそれぞれ計30億余円及び計26億余円となっている。そして、25年度において特許権収入が特許料等の費用を大きく上回っていた10法人では、事業性を重視した特許権取得を推進したり、事業化機会の拡大を図ったりするための様々な取組を行っている。また、特許権の保有の見直しについては、独立行政法人15法人及び国立大学法人等38法人では取得後3年以内に行うこととしているが、見直しまでの期間を設定していない法人も独立行政法人30法人及び国立大学法人等35法人見受けられる。

(オ) 寄附金に係る収入

独立行政法人59法人及び国立大学法人等全90法人は、21年度から25年度までの間に寄附金の受入実績があり、25年度の受入額は独立行政法人で計94億余円、国立大

学法人等で計758億余円となっており、寄附金獲得のための様々な取組が見受けられる。

(カ) 余裕金の運用に係る収入

独立行政法人62法人及び国立大学法人等89法人は、25年度において余裕金を運用しており、運用に係る収入はそれぞれ計344億余円及び計19億余円となっている。余裕金の運用を行っていない独立行政法人34法人の中には、運用原資平均が10億円以上の法人が14法人、運用を行う場合の権限等を定めた要領等を定めていない法人が24法人見受けられる。

(キ) その他の収入

各種証明書等の発行手数料等の徴収、事業を実施した結果産出された農産物等の売却、ブランド等商品の販売、広告掲載等を行うことにより収入を得ている法人が見受けられる。

3 所見

自己収入の確保等に向けた取組が効果的、効率的に行われるよう、独立行政法人及び国立大学法人等においては、他法人の取組を参考にするとともに、次の点に留意することが必要である。

ア 法人の業務類型ごとに特有の自己収入について

(ア) 授業料等収入については、将来にわたって安定的な学校運営を行っていくために、各法人の実情を踏まえた学生数の確保に資する取組を積極的に行うこと、また、授業料等の未納については、その発生状況等を踏まえつつ、引き続き授業料の未納防止対策や授業料に係る債権の督促等について適切に行うこと

(イ) 受託研究等収入については、法人の目的に留意しつつ、可能な範囲で目標を設定するなどして受託研究等の増加に努めること、受託研究契約等における研究担当者等の常勤職員の人件費について、労働提供の寄与度等を考慮するなどして、民間企業である委託者に負担を求めることを検討すること、また、受託研究契約において、標準的な間接経費率についても適切なものとなっているか適宜検討すること、さらに、あらかじめ金額が確定できない経費が含まれる場合には、委託者と協議した上で、精算条項を設けることなどにより、追加負担について委託者に明示すること

また、共有に係る特許権等の実施により生ずる特許権等収入の分配について、契約相手方と協議した上で、法人の貢献度等に見合った収入の分配が見込まれるような契約内容を検討すること

- (ウ) 病院収入については、病床利用率等の指標に係る目標値の設定や、病院運営に対する様々な検討や取組を病院それぞれの設置目的に応じて行うことなどにより、病院施設を効率的に稼働させるなどして病院収入の確保等を図ること、また、患者に対する未収診療費債権については、診療費の支払方法の多様化等、債権の発生防止を図ることと併せて、各病院における未収診療費債権の発生、回収等の状況を踏まえて、より実効性のある請求や督促の方法等を債権管理マニュアル等に定めることなどにより、可能な限り多くの債権を回収するよう努めること

さらに、保留レセプト及び返戻レセプトに係る未処理額については、その改善のために各病院内において定期的に注意喚起を行うなど組織的な取組を強化していくこと、また、診療報酬請求額に対するレセプトの査定率の引下げは収入の増加要因となることから、事務手続等に改善の余地がある場合には、引下げに向けた定量的な目標の設定等の取組を実施することにより、診療報酬請求事務の適切な実施を更に図ること

イ 各法人に共通性のある自己収入について

- (ア) 施設の貸付け等に係る収入のうち、食堂及び売店の運営による収入については、無償で敷地貸付け等をしている法人においては、利用者への影響に留意しつつ有償による敷地貸付け等の可能性も検討すること、自動販売機の設置による収入については、利用者への影響等に留意しつつ、競争性のある契約方式に移行するなどして、貸付料等収入や手数料収入の増加を図ること、駐車場の使用料収入については、公共交通機関等の利便性等を十分に考慮し、管理経費や周辺駐車場の状況等を勘案しながら、料金を徴収することが可能かどうか検討すること
- (イ) 各法人が保有する特許権については、特許権の保有目的に留意しつつ、特許権に係る事業化の拡大を図ることと併せて、特許権の維持に要する費用の負担を軽減する観点から、保有する特許権の見直しを引き続き積極的に進めていくこと
- (ウ) 寄附金収入については、国立大学法人等においては今後も引き続き産学連携や地域連携等の推進等を通じて、また、寄附金の獲得が可能な独立行政法人においては、他の法人が実施する寄附金獲得のための取組を参考とするなどして、法人の業務の

特性に留意しつつより一層の寄附金獲得を図っていくこと

- (エ) 余裕金の運用収入については、独立行政法人においても、四半期ごとに交付される運営費交付金等の比較的安定していると認められる運用原資がある場合には、短期による運用も含めてその可否を検討すること、また、余裕金の運用要領等を定めていない独立行政法人においては、できる限り要領等を定めるなどして、運用可能な余裕金が生じた場合に対応できるようにすること
- (オ) このほか、各種証明書等の発行手数料等の徴収、農産物等の売却、ブランド等商品の販売、広告掲載等については、各法人において自己収入の拡大につなげることでできる取組について可能な限り検討すること

会計検査院としては、独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

《参考》 表1 各業務類型等に該当する独立行政法人一覧

区分	法人名	法人数	区分	法人名	法人数
① 文教研修型	日本学生支援機構	9	その他型	国立公文書館	56
	国立高等専門学校機構			北方領土問題対策協会	
	高齢・障害・求職者雇用支援機構			国民生活センター	
	労働者健康福祉機構(*)			統計センター	
	国立病院機構(*)			郵便貯金・簡易生命保険管理機構	
	国立国際医療研究センター(***)			国際協力機構	
	水産大学校			国際交流基金	
	海技教育機構			造幣局	
航空大学校	国立印刷局	国立特別支援教育総合研究所			
② 研究開発型	情報通信研究機構	34	大学入試センター	56	
	酒類総合研究所		国立青少年教育振興機構		
	国立科学博物館		国立女性教育会館		
	物質・材料研究機構		国立美術館		
	防災科学技術研究所		国立文化財機構		
	放射線医学総合研究所(**)		教員研修センター		
	理化学研究所		科学技術振興機構		
	宇宙航空研究開発機構		日本学術振興会		
	海洋研究開発機構		日本スポーツ振興センター		
	日本原子力研究開発機構		日本芸術文化振興会		
	国立健康・栄養研究所		大学評価・学位授与機構		
	労働安全衛生総合研究所		国立大学財務・経営センター		
	医薬基盤研究所		勤労者退職金共済機構		
	国立がん研究センター(**)		福祉医療機構		
	国立循環器病研究センター(**)		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		
	国立精神・神経医療研究センター(**)		労働政策研究・研修機構		
	国立国際医療研究センター(***)		医薬品医療機器総合機構		
	国立成育医療研究センター(**)		地域医療機能推進機構 注(3)		
	国立長寿医療研究センター(**)		年金積立金管理運用		
	農業・食品産業技術総合研究機構		農林水産消費安全技術センター		
	農業生物資源研究所		種苗管理センター		
	農業環境技術研究所		家畜改良センター		
	国際農林水産業研究センター		農畜産業振興機構		
	森林総合研究所		農業者年金基金		
	水産総合研究センター		農林漁業信用基金		
	産業技術総合研究所		経済産業研究所		
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構		工業所有権情報・研修館		
土木研究所	日本貿易保険				
建築研究所	製品評価技術基盤機構				
交通安全環境研究所	新エネルギー・産業技術総合開発機構				
海上技術安全研究所	日本貿易振興機構				
港湾空港技術研究所	情報処理推進機構				
電子航法研究所	中小企業基盤整備機構				
国立環境研究所	航海訓練所				
③ 医療診療型	放射線医学総合研究所(**)	9	自動車検査	56	
	労働者健康福祉機構(*)		鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
	国立病院機構(*)		国際観光振興機構		
	国立がん研究センター(**)		水資源機構		
	国立循環器病研究センター(**)		自動車事故対策機構		
	国立精神・神経医療研究センター(**)		空港周辺整備機構		
	国立国際医療研究センター(***)		都市再生機構		
	国立成育医療研究センター(**)		奄美群島振興開発基金		
	国立長寿医療研究センター(**)		日本高速道路保有・債務返済機構		
			住宅金融支援機構		
			環境再生保全機構		
	駐留軍等労働者労務管理機構				
	合計		98		

注(1) 文教研修型には個別法等に「学校の設置及び運営」等と規定されている法人を、研究開発型には研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する法人のうち自ら研究開発業務を実施している法人を、医療診療型には個別法等に「病院の設置及び運営」等と規定されている法人をそれぞれ分類している。

注(2) (*)を付した法人は文教研修型と医療診療型のいずれにも該当するものであり、同様に、(**)を付した法人は研究開発型と医療診療型に、(***)を付した法人は三つの業務類型全てに該当する。法人数の合計欄については、重複分を除いているため、各業務類型の法人数の合計とは一致しない。

注(3) 地域医療機能推進機構については、改組前の法人である年金・健康保険福祉施設整理機構の事務事業に基づいて分類している。

《参考》 表2 各業務類型に該当する国立大学法人等一覧

区分	法人名	法人数	区分	法人名	法人数	
④ 国大教育研究型	北海道教育大学	48	⑤ 国大病院設置型	北海道大学	42	
	室蘭工業大学			旭川医科大学		
	小樽商科大学			弘前大学		
	帯広畜産大学			東北大学		
	北見工業大学			秋田大学		
	岩手大学			山形大学		
	宮城教育大学			筑波大学		
	福島大学			群馬大学		
	茨城大学			千葉大学		
	筑波技術大学			東京大学		
	宇都宮大学			東京医科歯科大学		
	埼玉大学			新潟大学		
	東京外国語大学			富山大学		
	東京学芸大学			金沢大学		
	東京農工大学			福井大学		
	東京芸術大学			山梨大学		
	東京工業大学			信州大学		
	東京海洋大学			岐阜大学		
	お茶の水女子大学			浜松医科大学		
	電気通信大学			名古屋大学		
	一橋大学			三重大学		
	横浜国立大学			滋賀医科大学		
	長岡技術科学大学			京都大学		
	上越教育大学			大阪大学		
	静岡大学			神戸大学		
	愛知教育大学			鳥取大学		
	名古屋工業大学			島根大学		
	豊橋技術科学大学			岡山大学		
	滋賀大学			広島大学		
	京都教育大学			山口大学		
	京都工芸繊維大学			徳島大学		
	大阪教育大学			香川大学		
	兵庫教育大学			愛媛大学		
	奈良教育大学			高知大学		
	奈良女子大学			九州大学		
	和歌山大学			佐賀大学		
	鳴門教育大学			長崎大学		
	福岡教育大学			熊本大学		
	九州工業大学			大分大学		
	鹿屋体育大学			宮崎大学		
	政策研究大学院大学			鹿児島大学		
	総合研究大学院大学			琉球大学		
	北陸先端科学技術大学院大学			合計		90
	奈良先端科学技術大学院大学					
	人間文化研究機構					
	自然科学研究機構					
	高エネルギー加速器研究機構					
	情報・システム研究機構					

《参考》 表3-1 独立行政法人における業務類型ごとの自己収入の内訳等の推移（平成21年度～25年度）

（単位：百万円）

区分	自己収入	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	対21年度 増加率	計
① 文教 研修 型 (9 法人)	授業料等収入	18,758 (1.6%)	19,469 (1.5%)	20,843 (1.6%)	21,867 (1.6%)	21,750 (1.5%)	15.9%	102,689 (1.6%)
	受託研究等 収入	16,522 (1.4%)	11,827 (0.9%)	11,800 (0.9%)	10,855 (0.8%)	16,959 (1.1%)	2.6%	67,965 (1.0%)
	病院収入	1,010,830 (87.1%)	1,091,691 (87.6%)	1,122,770 (88.4%)	1,157,072 (88.9%)	1,180,150 (82.6%)	16.7%	5,562,515 (86.8%)
	その他の収入	113,537 (9.7%)	122,127 (9.8%)	114,409 (9.0%)	110,666 (8.5%)	208,270 (14.5%)	83.4%	669,012 (10.4%)
	計	1,159,649	1,245,115	1,269,824	1,300,462	1,427,130	23.0%	6,402,181
注(4) (6 法人)	授業料等収入	13,815 (35.6%)	14,484 (25.7%)	15,999 (18.3%)	17,036 (16.9%)	16,856 (16.0%)	22.0%	78,193 (20.1%)
	受託研究等 収入	8,578 (22.1%)	3,763 (6.6%)	4,126 (4.7%)	3,455 (3.4%)	9,706 (9.2%)	13.1%	29,629 (7.6%)
	病院収入 注(6)	— (—%)	18,401 (32.6%)	23,749 (27.2%)	26,839 (26.6%)	28,483 (27.1%)	54.7%	97,473 (25.1%)
	その他の収入	16,396 (42.2%)	19,677 (34.9%)	43,182 (49.6%)	53,332 (52.9%)	50,032 (47.6%)	205.1%	182,621 (47.0%)
	計	38,790	56,327	87,058	100,664	105,078	170.8%	387,918
② 研究 開発 型 (3 4 法人)	授業料等 収入 注(6)	— (—%)	273 (0.0%)	276 (0.0%)	281 (0.0%)	285 (0.0%)	4.3%	1,116 (0.0%)
	受託研究等 収入	241,640 (23.6%)	246,656 (17.6%)	256,270 (28.5%)	281,492 (27.0%)	225,998 (18.7%)	△6.4%	1,252,058 (22.5%)
	病院収入 注(7)	2,443 (0.2%)	81,936 (5.8%)	102,542 (11.4%)	113,549 (10.8%)	119,859 (9.9%)	46.2%	420,331 (7.5%)
	その他の収入	777,698 (76.1%)	1,066,432 (76.4%)	539,524 (60.0%)	647,073 (62.0%)	859,608 (71.2%)	10.5%	3,890,337 (69.9%)
	計	1,021,783	1,395,299	898,613	1,042,396	1,205,752	18.0%	5,563,844
注(5) (3 3 法人)	授業料等 収入 注(6)	— (—%)	273 (0.0%)	276 (0.0%)	281 (0.0%)	285 (0.0%)	4.3%	1,116 (0.0%)
	受託研究等 収入	144,506 (70.5%)	145,275 (43.2%)	146,267 (41.3%)	126,411 (40.9%)	131,781 (40.9%)	△8.8%	694,242 (45.5%)
	病院収入 注(7)	2,443 (1.1%)	81,936 (24.3%)	102,542 (28.9%)	113,549 (36.7%)	119,859 (37.2%)	46.2%	420,331 (27.5%)
	その他の収入	57,895 (28.2%)	108,616 (32.3%)	104,624 (29.5%)	68,738 (22.2%)	69,740 (21.6%)	20.4%	409,614 (26.8%)
	計	204,846	336,102	353,710	308,980	321,666	57.0%	1,525,305
③ 医療 診療 型 (9 法人)	授業料等収入	4,571 (0.4%)	4,929 (0.3%)	4,856 (0.3%)	4,840 (0.3%)	4,920 (0.3%)	7.6%	24,118 (0.3%)
	受託研究等 収入	8,138 (0.7%)	14,784 (1.1%)	15,533 (1.1%)	15,544 (1.1%)	16,142 (1.1%)	98.3%	70,143 (1.0%)
	病院収入	1,013,274 (92.2%)	1,155,226 (89.1%)	1,201,562 (91.6%)	1,243,782 (95.5%)	1,271,527 (89.0%)	25.4%	5,885,373 (91.4%)
	その他の収入	72,748 (6.6%)	120,624 (9.3%)	89,471 (6.8%)	37,103 (2.8%)	135,294 (9.4%)	85.9%	455,242 (7.0%)
	計	1,098,732	1,295,564	1,311,425	1,301,270	1,427,884	29.9%	6,434,877
3 業 務 類 型 計 (4 2 法人)	授業料等収入	18,758 (0.8%)	19,469 (0.7%)	20,843 (0.9%)	21,867 (0.9%)	21,750 (0.8%)	15.9%	102,689 (0.8%)
	受託研究等 収入	258,163 (11.8%)	258,355 (9.8%)	267,944 (12.5%)	292,229 (12.6%)	242,804 (9.3%)	△5.9%	1,319,497 (11.1%)
	病院収入	1,013,274 (46.4%)	1,155,226 (44.1%)	1,201,562 (56.2%)	1,243,782 (53.8%)	1,271,527 (48.9%)	25.4%	5,885,373 (49.7%)
	その他の収入	891,235 (40.8%)	1,183,408 (45.2%)	645,337 (30.2%)	750,702 (32.5%)	1,061,409 (40.8%)	19.0%	4,532,094 (38.2%)
	計	2,181,432	2,616,461	2,135,688	2,308,581	2,597,491	19.0%	11,839,654

注(1) 自己収入の額は、各法人の決算報告書の決算額及び各法人から提出を受けた調書を基に本院が集計したものである。

注(2) 複数の業務類型に該当する法人に係る収入は重複して集計している。

注(3) 括弧書きの数字は、自己収入の計に占める各収入の割合を示す。

注(4) 文教研修業務以外の業務に係る収入額が多額となっている国立病院機構、労働者健康福祉機構及び日本学生支援機構を除く6法人

注(5) 研究開発業務以外の業務に係る収入額が多額となっている石油天然ガス・金属鉱物資源機構を除く33法人

注(6) 国立国際医療研究センターは平成22年4月に設立されたため、「対21年度増加率」欄には対22年度増加率を表示している。

注(7) 国立がん研究センター等6法人は平成22年4月に設立されたため、「対21年度増加率」欄には対22年度増加率を表示している。

《参考》 表3-2 国立大学法人等における業務類型ごとの自己収入の内訳等の推移（平成21年度～25年度）

(単位：百万円)

区分	自己収入	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	対21年度 増加率	計
④ 国 大 教 育 法 人 研 究 型 (48)	授業料等収入	100,513 (63.1%)	99,844 (63.7%)	98,056 (63.0%)	96,919 (63.0%)	95,659 (60.5%)	△4.8%	490,994 (62.7%)
	受託研究等 収入	50,486 (31.7%)	48,247 (30.7%)	48,466 (31.1%)	47,252 (30.7%)	49,124 (31.1%)	△2.6%	243,576 (31.1%)
	病院収入 注(4)	109 (0.0%)	109 (0.0%)	91 (0.0%)	102 (0.0%)	111 (0.0%)	1.4%	525 (0.0%)
	その他の収入	8,051 (5.0%)	8,484 (5.4%)	8,810 (5.6%)	9,383 (6.1%)	13,050 (8.2%)	62.0%	47,779 (6.1%)
	計	159,160	156,685	155,425	153,659	157,945	△0.7%	782,876
⑤ 国 大 病 院 法 人 設 置 型 (42)	授業料等収入	248,907 (18.8%)	249,481 (17.9%)	246,288 (17.2%)	242,694 (16.4%)	238,887 (15.5%)	△4.0%	1,226,259 (17.1%)
	受託研究等 収入	253,824 (19.2%)	267,902 (19.2%)	265,913 (18.6%)	267,266 (18.0%)	292,243 (18.9%)	15.1%	1,347,151 (18.8%)
	病院収入	772,195 (58.5%)	833,478 (59.9%)	879,236 (61.6%)	924,697 (62.5%)	961,455 (62.3%)	24.5%	4,371,063 (61.0%)
	その他の収入	44,714 (3.3%)	40,077 (2.8%)	35,620 (2.4%)	44,748 (3.0%)	48,322 (3.1%)	8.0%	213,483 (2.9%)
	計	1,319,643	1,390,939	1,427,059	1,479,405	1,540,909	16.7%	7,157,957
国立 大 学 法 人 等 計 (90)	授業料等収入	349,421 (23.6%)	349,326 (22.5%)	344,344 (21.7%)	339,613 (20.7%)	334,547 (19.6%)	△4.2%	1,717,253 (21.6%)
	受託研究等 収入	304,311 (20.5%)	316,149 (20.4%)	314,380 (19.8%)	314,519 (19.2%)	341,368 (20.0%)	12.1%	1,590,727 (20.0%)
	病院収入	772,305 (52.2%)	833,587 (53.8%)	879,328 (55.5%)	924,800 (56.6%)	961,566 (56.6%)	24.5%	4,371,588 (55.0%)
	その他の収入	52,766 (3.5%)	48,561 (3.1%)	44,431 (2.8%)	54,131 (3.3%)	61,372 (3.6%)	16.3%	261,263 (3.2%)
	計	1,478,803	1,547,624	1,582,485	1,633,064	1,698,854	14.8%	7,940,833

注(1) 自己収入の額は、各法人の決算報告書の決算額及び各法人から提出を受けた調書を基に本院が集計したものである。

注(2) 括弧書きの数字は、自己収入の計に占める各収入の割合を示す。

注(3) 受託研究等収入には、寄附金収入等を含む。

注(4) 国大教育研究型の病院収入は、筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センターに係る収入である。